

次世代ネットワークに係る
接続ルールの在り方について

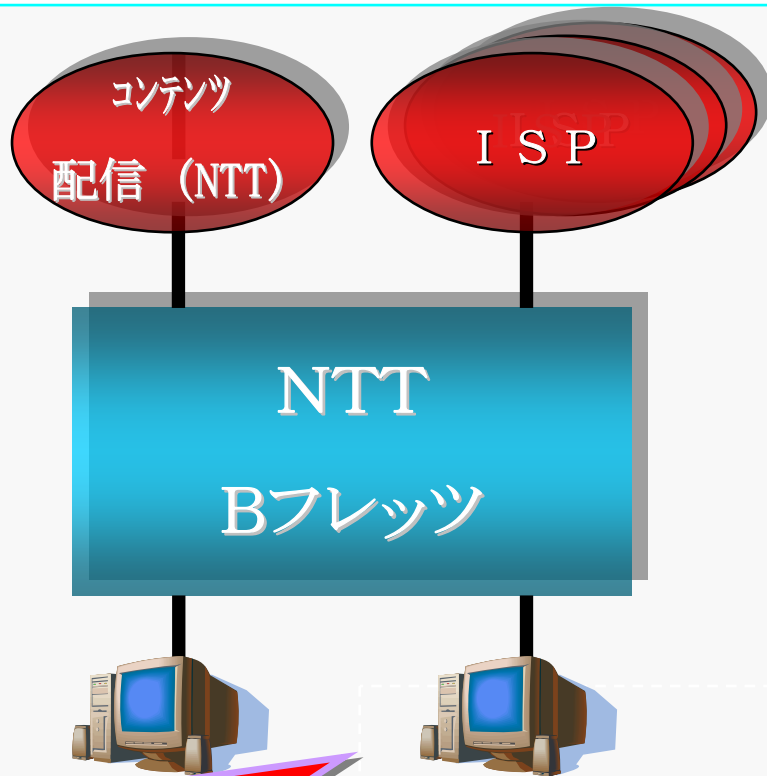
イー・アクセス株式会社

平成19年11月16日

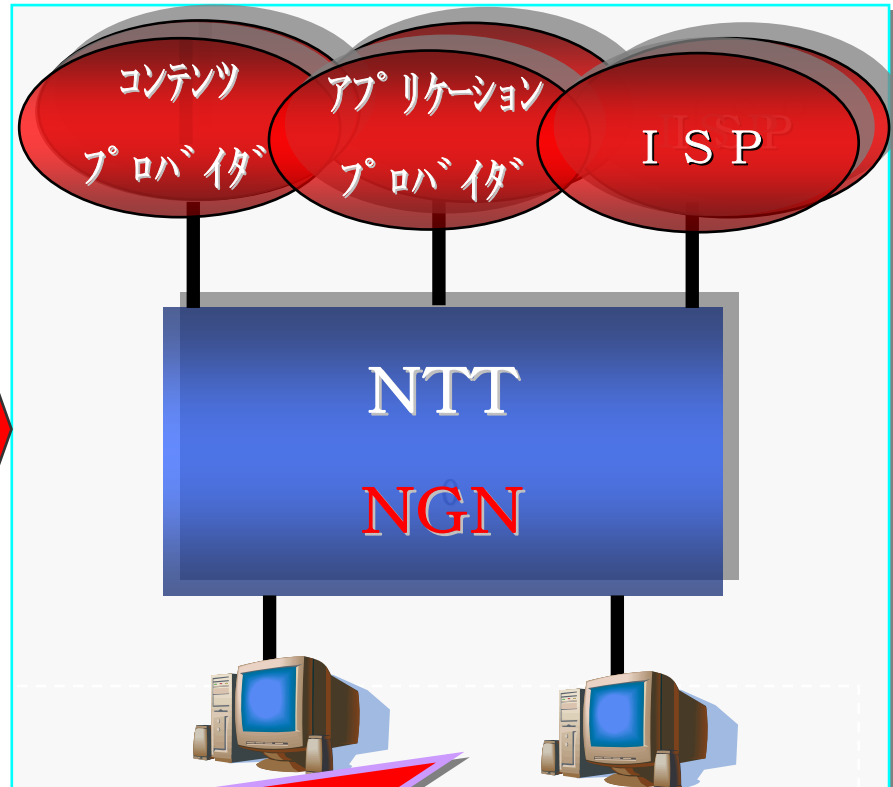


1. NGNサービスの出現

NGNで実現するサービスは、ユーザメリットがあるため、競争を促進し、普及のための環境作りが必要



- ・IP電話の品質が不安定
- ・ハイビジョン動画が安定して見られない
- ・セキュリティが心配



- ・IP電話が安定して使える
- ・ハイビジョン動画が安定して見られる
- ・高セキュリティ

2. NGNの市場に対する影響

NGNは、将来的にさまざまなネットワークを統合するものであり、通信市場の構造が大きく変換し、他事業者に多大な影響を及ぼす

今までのネットワーク



NGN(統合ネットワーク)



長期的な展開を見据えて、接続ルールを検討すべき

論点 1. 指定電気通信設備の範囲

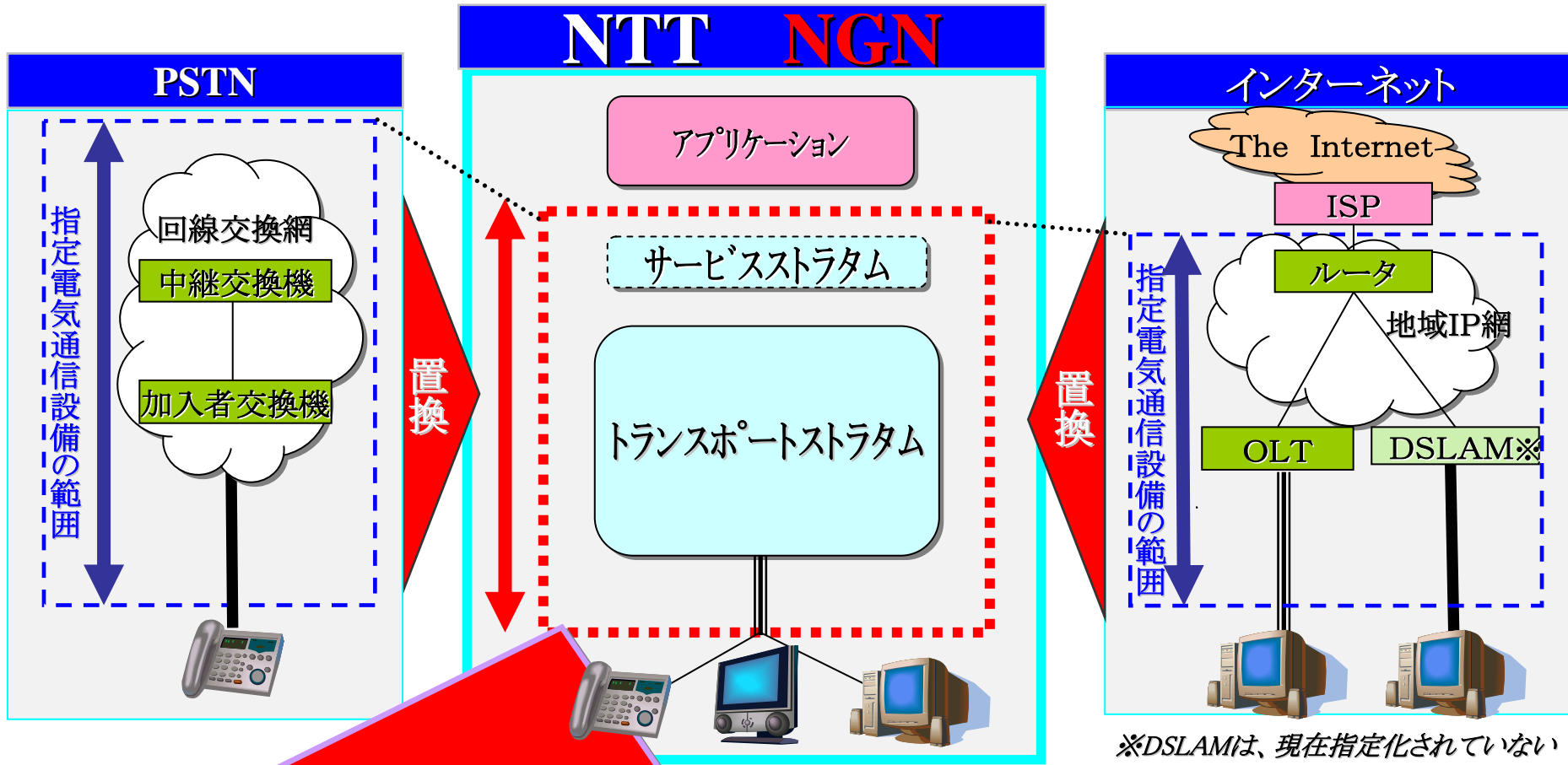
論点 2. アンバンドルすべき機能

論点 3. 接続料金の設定

論点 4. 固定通信と移動通信の融合

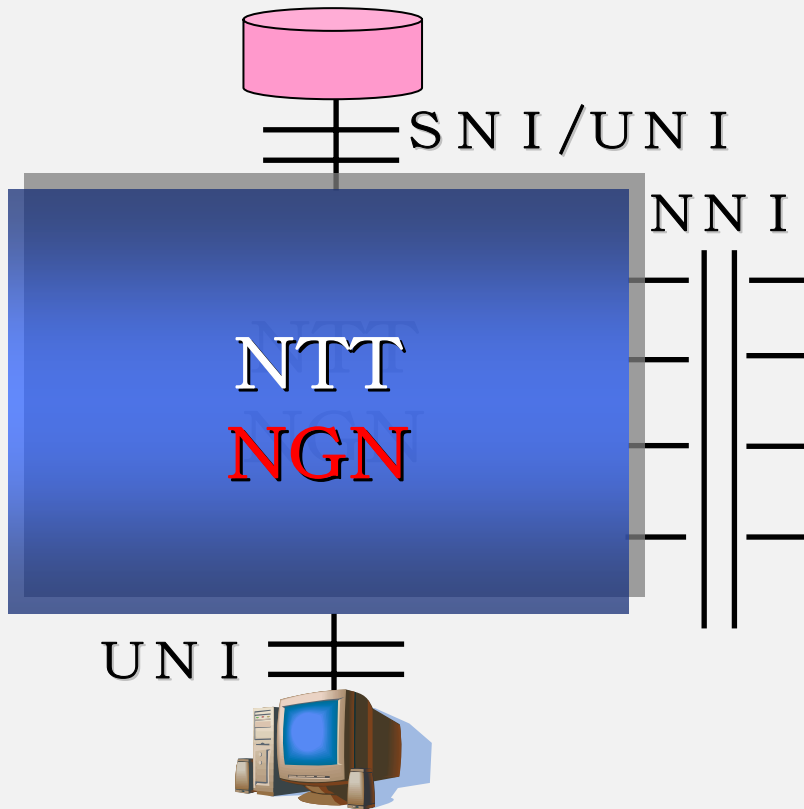
論点 5. B Tにおける取組み

NGNは、第1種指定電気通信設備とすべき



- ・現在、指定化されている設備に相当する設備は、NGNでも引き続き規制すべき
- ・現存のひかり電話ルータについても指定電気通信設備とすべき

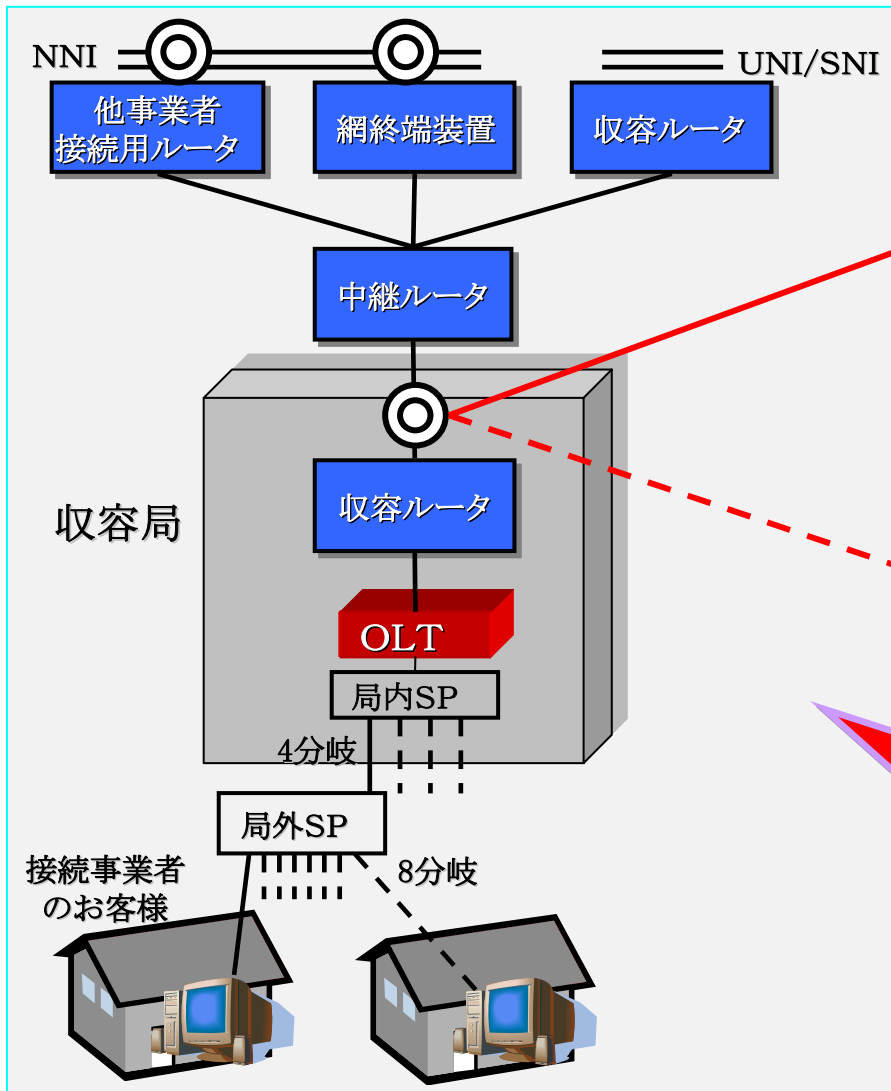
今回提供されるサービスは、アンバンドルして事業者提供すべき



【アンバンドルして提供すべき機能】

インターフェース	機能
NNI	インタラクティブ(ユニキャスト)通信機能 LAN型通信機能(イーサ通信機能) ISP接続機能 IGS接続機能
SNI	マルチキャスト通信機能 インタラクティブ(ユニキャスト)通信機能

前項の機能に加え、1分岐単位でのアンバンドル機能を設定すべき

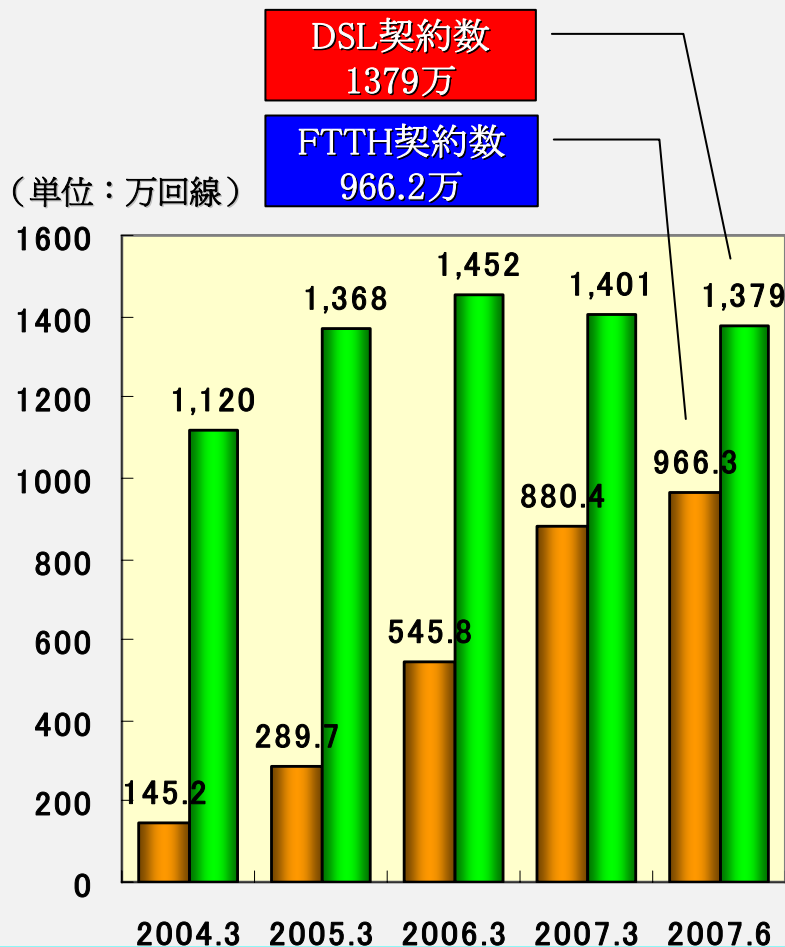


NNIの新たな接続点

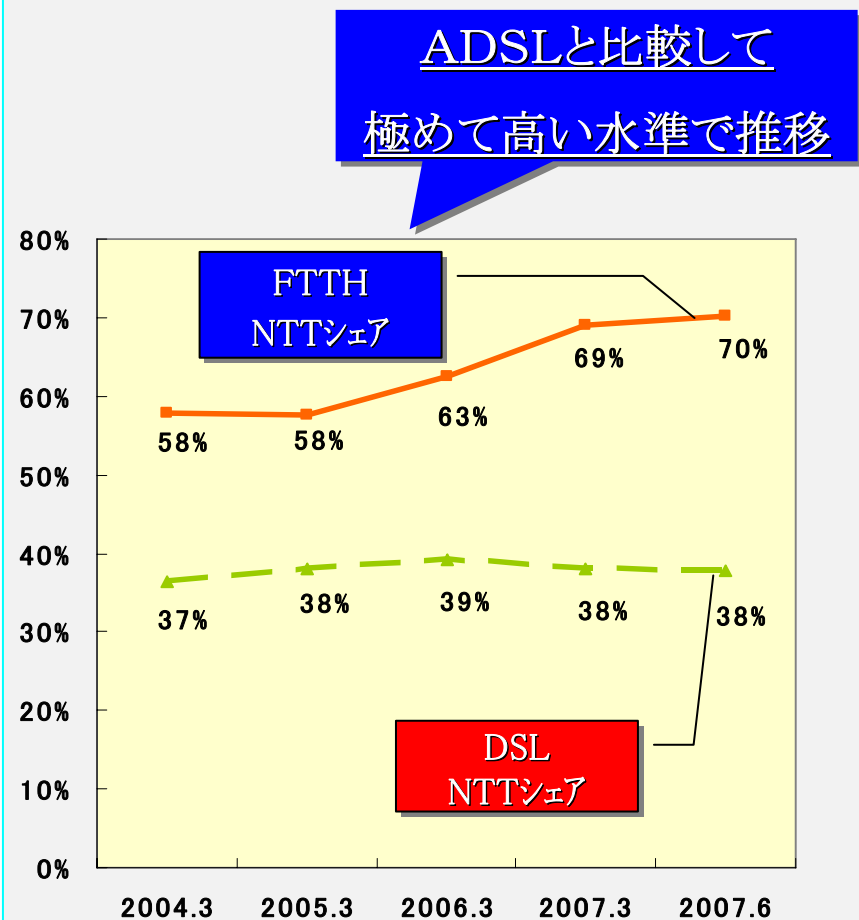
- ・このアンバンドルの実現により
- FTTHの設備利用の効率化を促進
- ・低廉な料金の設定も必要

NGNの導入に伴なって、NTTの市場支配力が拡大する懸念

【ブロードバンド契約数推移】



【NTTシェア推移】



論点3. 接続料金の設定

接続料金は提供される全てのアンバンドル機能に対して設定すべき

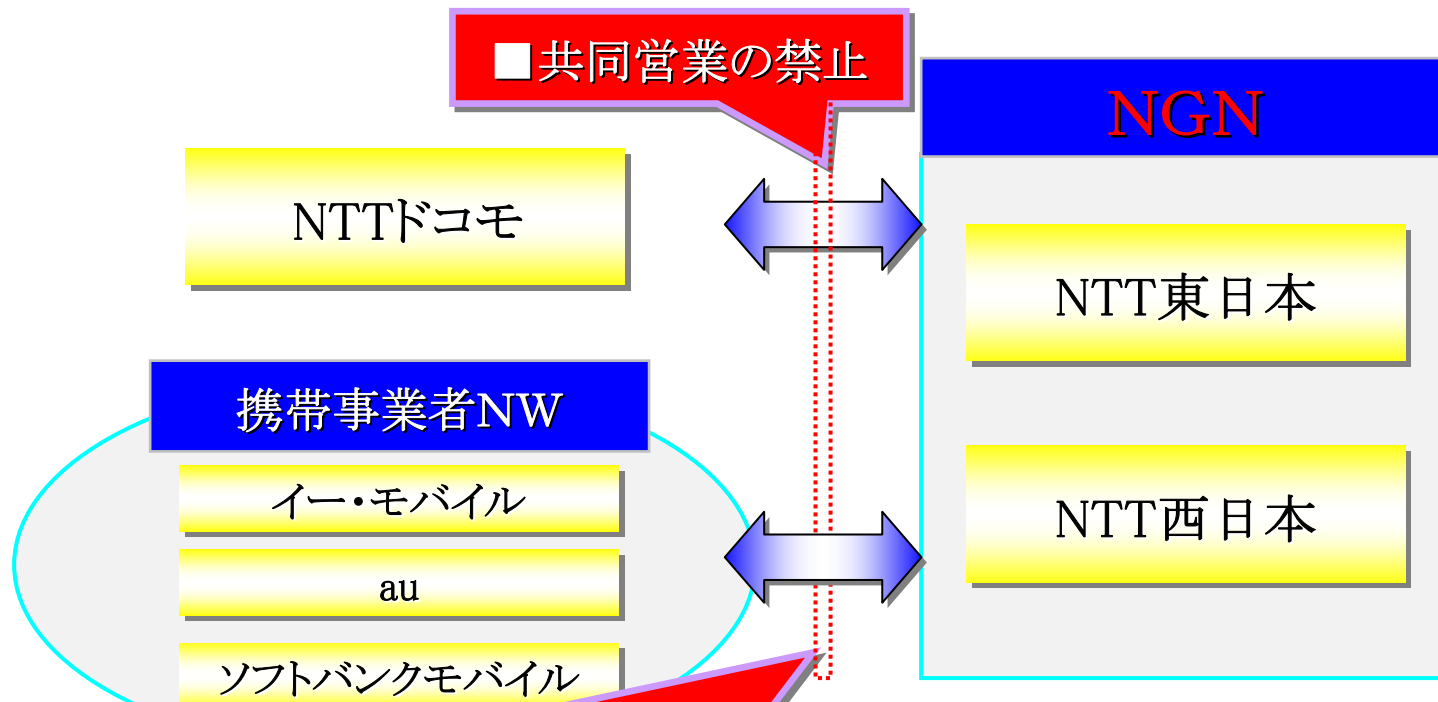
インターフェイス	機能名	接続料金 (NTTの考え方)	eAの考え方
NNI	インタラクティブ (ユニキャスト)通信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ※ ・装置は事業者が個別負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金は設定すべき (スタックテストの実施の観点でも必要) ・装置については応分負担
	LAN型通信機能 (イーサ通信機能)	設定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・(小売-営業費)を下回る料金 ・接続事業者の料金設定を認めるべき
	ISP接続機能	設定しない	<ul style="list-style-type: none"> ・(小売-営業費)を下回る料金 ・ISPの料金設定を認めるべき
	IGS接続機能	現行の接続料金と同じ	
SNI	インタラクティブ (ユニキャスト)通信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル&キープ※ ・装置は事業者が個別負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料金は設定すべき ・装置については応分負担
	マルチキャスト通信機能	別途公表	

適正に料金設定をし、低廉であるべき

(※接続料金を設定した上で、ビル&キープの考え方の余地はあっても良い)

NTT東西とNTTドコモの統合ネットワークの構築は認めるべきでない

【NTT東西とドコモがFMCサービスを行う場合には】



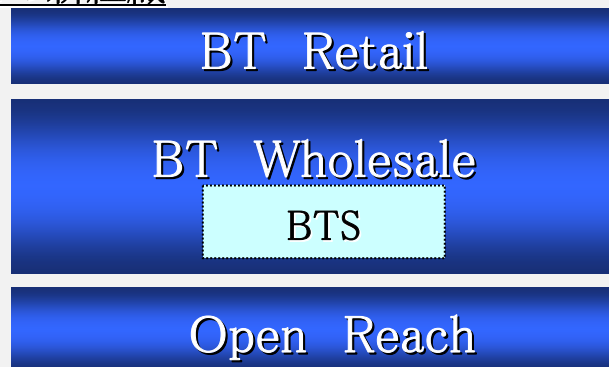
- NTTドコモと他事業者への提供条件は、同等性を確保すべき
- ・同じサービス開始時期
 - ・同じ料金
 - ・同じ情報開示
 - ・同じ手続き

BTの取組は、NGNの接続ルールを検討する上で参考にすべき

■ BTのUndertakings (公約)の主な内容

1. 「BT Wholesale」から、「Open Reach」を組織分割(2006/1～)
「Open Reach」⇒BT内部にアクセス網とバックホール網の物理層に関する資産を管理運用する部門
2. 「投入の同等性」の確保
BT Retail(小売)と他の事業者の間で、「同一の卸売商品が同一の条件によって提供されること」を保証
3. NGNの設計・構築に対して競争事業者の不利にならない、また卸売商品が利用可能になるまで、サービスを提供しない

■ BTの新組織



■ ポイント

- ・「投入の同等性」によるBTと他の事業者の間での同等性の確保
- ・NGNサービスについて他の事業者に対する公平性の確保

論点 1. 指定電気通信設備の範囲

⇒NGNは、第1種指定電気通信設備とすべき

論点 2. アンバンドルすべき機能

⇒1分岐単位での加入DFのアンバンドルの推進

論点 3. 接続料金の設定

⇒適正な接続料金を設定し、低廉であるべき

論点 4. 固定通信と移動通信の融合

⇒NTT東西とドコモの統合ネットワークの構築は、禁止

論点 5. BTにおける取組み

⇒BTにおける取組みを接続ルールの検討の参考にすべき